

+

第2期根羽村強靭化計画

令和7年8月

長野県下伊那郡根羽村

第2期根羽村強靭化計画 目次

第1章 計画の基本的事項

1	計画策定の趣旨	3
2	計画の性格	3
3	計画の目的	3
4	計画期間	4
5	強靭化を推進する上での基本的な方針	4
6	施策の重点化	4
7	有識者からの意見聴取	4
8	評価・見直し	5

第2章 基本的な考え方

1	想定するリスク	6
2	総合目標、基本目標	11
3	起きてはならない最悪の事態一覧表	12
4	脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）	13

第3章 取り組むべき事項

第3章の構成・村民の取組・民間事業者の取組・大規模自然災害からの教訓	14
------------------------------------	----

第1節 あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られる	17
1 地震による住宅や不特定多数が利用する施設の倒壊、住宅密集地の 火災による死傷者の発生	17
2 豪雨による河川の氾濫による住宅などの建築物の浸水による死傷者の発生	18
3 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	19
4 避難情報発令判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴合う 避難の遅れによる死傷者の発生	20

第2節 負傷者等に対し、迅速に救助、救急・医療活動が行われるとともに、 被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する	23
---	----

1 長期にわたる孤立集落の発生（大雪を含む）や、 被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	23
2 消防団、自主防災組織による救助・救急活動等の不足	25
3 医療機関、医療従事者の不足やエネルギー供給の長期途絶 医療施設の被災による医療機能の麻痺	26
4 劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化	27

5 被災地における疾病・感染症の大規模発生	28
第3節 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	29
1 役場をはじめとする行政関連機関の大幅な機能低下	29
2 停電、通信施設の被災による情報通信の麻痺・長期停止	31
3 テレビ・ラジオ放送の中止や、通信インフラ障害によりインターネット ・SNS等で災害情報が必要な者に伝達できない事態	33
第4節 ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	36
1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や 石油、LPGガスサプライチェーンの機能の停止	36
2 上水道等の長期間にわたる供給停止	38
3 污水処理施設等の長期間にわたる機能停止	38
4 地域交通ネットワークが分断する事態	39
第5節 流通・経済活動を停滞させないこと	41
1 サプライチェーンの寸断等に伴う 企業の生産力低下による経済活動の麻痺	41
2 高速道路等の基幹的交通ネットワークの機能停止	41
3 食料・飲料水等の安定供給の停止	43
4 危険物施設の被災による有害物質の大規模拡散・流出	44
5 農地や森林の荒廃による生産能力、多面的機能の低下	45
第6節 被災した方々の日常生活が迅速かつより良い状態に戻る	46
1 大量発生する災害廃棄物処理の停滞により 復旧・復興が大幅に遅れる事態	46
2 倒壊、浸水した住宅の再建が大幅に遅れる事態	47
3 復旧・復興を支える組織、人材の不足により 復旧・復興が大幅に遅れる事態	48
4 観光や地域農林産物に対する風評被害により 復興が大幅に遅れる事態	49
5 貴重な文化財や環境的資産、地域に伝わる有形 ・無形文化財の喪失・衰退	50

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

根羽村は、地形的・気象的な特性により、多くの自然災害が発生し、大きな被害を被ってきました。近年は、気象変動の影響により気象災害が激甚化、頻発化する傾向にあり、平成12年9月の豪雨災害や、平成26年2月の大雪災害では、村内で甚大な被害が発生しました。こうした大規模災害の際に「生命や財産、暮らしを守る」ため、いかに備えるかで被害の状況は大きく変わります。

国では、平成25年12月に公布・施行した「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」に基づき、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靭化」（ナショナル・レジリエンス）を推進し、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」、「同5か年加速化対策」により、取り組みの更なる加速化・深化を図っています。

根羽村は、こうした國の方針や、災害の教訓を踏まえ、災害が起った場合でもその被害を最小限に抑え、速やかに復旧するため、すべての村民や根羽村を訪れる人々が、今後起りうる自然災害をイメージし、事前の備えに取り組むことを目的に、令和2年7月に第1期根羽村強靭化計画を策定し、村土の強靭化に向けた諸施策を推進してまいりました。

一方で、近年の自然災害が多発する中で、災害対応を通じて得られた新しい知見や教訓を今後の施策に活かしていく必要があります。また、計画の進展に伴い、実施している施策もその進捗状況に合わせ見直しを行う必要があります。

根羽村の強靭化は、「災害が発生しても生命を失わず、迅速かつより良く日常の生活に戻るため、最悪の事態を念頭に置き、平時からの「備え」を誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなること」を意味しています。

大規模自然災害への「備え」について、引き続き最悪の事態の想定という視点から強靭化に向けた施策を効果的に推進するため、国土強靭化基本法第13条の規定により、第2期根羽村強靭化計画を策定します。

2. 計画の性格

本計画は、基本法第13条に基づき、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、国土強靭化基本計画との調和を保ち策定するものです。また、長野県強靭化計画が、当村の被災形態を包含する計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つものとなります。本計画は、国土強靭化の観点から、「村地域防災計画」をはじめとする様々な分野での計画の指針となる計画です。

3. 計画の目的

村民の一番の思いは災害により生命・財産を失わないことにあります。自然災害への備

えとして最も優先度が高いのは、電気、ガス、上下水道などの生活インフラの防災力の強化です。

行政のみならず、企業、村民も生命・財産を守り迅速に復旧・復興するための「事前の備えを行うことにより、社会全体が災害に強くなること」、すなわち強靭化を意識することが必要です。

根羽村強靭化計画は、多くの災害経験を踏まえ、行政、企業、村民が一体となって「オール根羽」で強靭化に取り組み、生命・財産・くらしを守ることを引き続き目的とします。

4. 計画期間

計画期間は、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度の5年間とします。

5. 強靭化を推進する上での基本的な方針

国土強靭化の理念及び国土強靭化基本計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本村における強靭化を推進します。

【強靭化の取組姿勢】

- 本村の強靭性を損なう原因を、あらゆる側面から検証します。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組みます。
- 災害に強い村土づくりにより、地域の活力を高めます。

【適切な施策の組み合わせ】

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- 国、県、村、住民及び民間事業者等の連携と役割分担の下、「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせ、地域防災力の向上に取り組みます。
- 非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

【効率的な施策の推進】

- 既存社会資本の有効活用や適切な維持管理により、効果的に施策を推進します。
- 国・県の施策や民間技術の活用等により、効率的に施策を推進します。

【地域の特性に応じた施策の推進】

- 女性、高齢者、子ども、障害者等に配慮した施策を講じます。
- 自然条件、人口構造、産業等に応じた施策を講じます。
- 人のつながりやコミュニティ機能を強化し、地域全体で強靭化を推進します。

6. 施策の重点化

厳しい財政状況の中、効率的・効果的に強靭化を推進するためには、優先順位の高い施策を重点化して取り組んでいきます。

7. 有識者からの意見聴取

本計画を策定するにあたり、多角的な視点から考察するため、それぞれの分野の有識者から意見を聴取し、計画に反映しています。

8. 評価・見直し

本計画の第3章「取り組むべき事項」には、「起きてはならない最悪の事態」に対する「脆弱性評価」、「取組方針（施策）」、「達成目標」が掲載されています。計画を効率的かつ効果的に推進するため、それらの施策の目標の達成状況を評価し、今後発生する災害の検証も加えながら、必要に応じて見直す（改善する）ことが重要です。P D C Aサイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Act：改善）により、施策の見直しを行って行きます。

また、大規模災害の発生などにより、これまで認識されていない問題点（脆弱性）が発見された場合には、必要に応じて計画の見直しを行ないます。なお、本計画に掲載の「数値目標」は、進捗管理の目安としており、目標の達成によりすべての問題点が解決されたとするものではありません。

第2章 基本的な考え方

1. 想定するリスク

根羽村の強靭化を進めるに当たり想定するリスクは、国土強靭化基本計画が大規模自然災害のみを対象としていることや、近年気候変動の影響により激甚化・頻発化している気象災害や、今後発生するおそれのある大規模地震等の脅威への対策が村として取り組むべき喫緊の課題であることから、本計画で想定するリスクは大規模自然災害を対象とします。

ア 地震災害

長野県の地形は、県土の80%を占める山地と、10%以下の盆地に分けられますが、特に山地と盆地の境界部には数多くの活断層が見られ、県内における地震災害のリスクとなっています。

国の地震調査推進本部が行った長期評価では、県内の主要活断層のうち、糸魚川一静岡構造線断層帯（中北部区間）では、（気象庁マグニチュード）（M_j）7.6程度の地震が今後30年間で発生する可能性が14～30%、境峰・神谷断層帯では主部でM_j 7.6程度の地震が0.02%～13%、阿寺断層帯では主部／北部でM_j 6.9%程度の地震が6～11%程度などの発生確率となっています。（算定基準日：令和4年（2022年）1月1日）

【過去に県内で発生した主な地震災害】

地 震 名	災 害 の 概 要
長野県神城断層地震 平成26年（2014年） 11月22日22時08分	(震源) 県北部 (地震規模) マグニチュード6.7 (死傷者) 死者：なし 負傷者：46名 (建物被害) 住宅全壊：81棟 半壊：175棟 一部損壊：2,146棟
長野県北部地震 平成23年（2011年） 3月12日3時59分	(震源) 栄村 (地震規模) マグニチュード6.7 (死傷者) 関連死者：3名 負傷者：10名 (建物被害) 住宅全壊：34棟 半壊169棟
長野県西部地震 昭和59年(1984年) 9月14日8時48分	(震源) 御嶽山麓 (地震規模) マグニチュード6.8 (死傷者) 死者・行方不明者：29名

	(建物被害) 全半壊：87 棟
善光寺地震 弘化 4 年（1847 年） 3 月 24 日	(震源地) 長野市直下 (地震規模) マグニチュード 7.4 (被害) 家屋倒壊、火災、地滑り、山崩れ、河道閉塞によるダム湖決壊等の大規模な複合災害が発生した。

イ 土砂災害・水害

県内には、日本海に注ぐ信濃川、姫川、関川と太平洋に注ぐ天竜川、木曽川、富士川、矢作川、利根川の 8 水系があり、一級河川は 740 河川、総延長は 5,110.7km になります。

県内の河川の特徴である急峻な地形や脆弱な地質などの自然条件に加え、都市化の進展といった土地利用の変化により流域保水力が低下したこともあり、近年は毎年のように水害が発生しております、最近 5 ヶ年間（平成 29 年～令和 3 年）の河川災害は、年平均 278 箇所、102 億 9 千万円余にのぼっています。

加えて、土砂災害危険箇所数（土石流危険渓流、地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険箇所の合計）は全国においても上位（12 位）であり、土砂災害が数多く発生しています。

【過去に】県内で発生した主な水害・土砂災害】

災害名	災害の概要
令和 3 年 8 月大雨 2021 年 8 月 11 日	(概要) 中国大陸から九州付近にのびていた前線は、12 日から 15 日にかけて本州付近に停滞した。この前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んで大気の状態が不安定となり、西日本から東日本の広範囲で記録的大雨となった。この大雨により、15 日岡谷市川岸地区では土石流が発生し、3 名の命が失われた。また、大滝村滝越地区では道路の寸断により 14 名が孤立し、県消防防災ヘリコプターによって救助された。
令和元年台風 19 号 2019 年 10 月 13 日	(概要) 台風 19 号は、県内に大雨特別警報が出され、記録的な大雨をもたらした。千曲川流域を中心に河川の氾濫や土砂災害等により多くの人的被害に加え、広範囲にわたり住宅、道路、河川、農地などに甚大な被害が発生した。 (被害状況) 死者：5 名 負傷者：142 名 住宅全壊：873 棟 半壊：2,131 棟 一部損壊：3,221 棟
平成 26 年台風 8 号 2014 年 7 月 9 日	(概要) 台風 8 号と東北地方に停滞する梅雨前線の影響で、南木曽町で 1 時間に 70mm の激しい雨を観測し、梨子沢、大沢田川の南木曽町読書三留野地区で土石流が発生した。 (被害状況) 死者：1 名 負傷者：3 名 住宅全壊：10 棟 住宅一部破壊：3 棟 JR 橋梁流出 R19 へ土砂流入

平成 18 年 7 月豪雨 2006 年 7 月 15 ~ 24 日	(概要) 九州から本州付近に伸びた梅雨前線が活発化し、岡谷市では累計雨量が 292mm に達し、諏訪・上伊那地域で天竜川の堤防破堤や、各地で土砂災害が発生し住家の倒壊や浸水など甚大な被害が発生した。 (被害状況) 死者：12 名
平成 12 年東海豪雨 (根羽村内) 2000 年 9 月 12 日	(概要) 総雨量 417mm、最大時間雨量 90mm という村始まって以来の豪雨により、村内至るとことで山腹崩壊、道路、河川、農地等に甚大な被害が発生した。 (被害状況) 住宅床上浸水：7 棟 床下浸水：59 棟 道路・農地等被災箇所：523 箇所 被害額約 50 億円
平成 7 年梅雨前線豪雨 1995 年 7 月 8 ~ 12 日	(概要) 梅雨前線が日本海から北陸地方にかけ停滞し、400mm を超える降雨により河川の氾濫や土砂崩れなどの被害が発生した。 (被害状況) 負傷者：1 名 住宅全壊 46 棟 半壊 105 棟 床上浸水 123 棟
昭和 60 年地附山地すべり 1985 年 7 月 26 日	(概要) 長野市西方の地附山南東斜面に発生し、山麓部にあった老人ホームや団地を襲い、甚大な被害が発生した。 (被害状況) 死者：26 名 埋没・全壊：55 棟
昭和 36 年梅雨前線豪雨 1961 年 6 月 27 日	(概要) 6 月 9 日の梅雨入りから雨が少なかったが、24 日に梅雨全線の停滞、26 日に台風 6 号の影響で大雨となり、伊那谷を中心に大災害を引き起こした。 (36 災) (被害状況) 死者・行方不明者：136 名 家屋の全半壊・流失：1,500 棟

ウ 大雪災害

県内には県北部を中心に 20 市町村が豪雪地に指定されているとともに、どの地域でも長期間自動車交通が途絶するなどの住民の生活に著しい支障が生じる可能性があるため、長期的な視野に基づく総合的な雪対策を、住民、企業、行政など様々な社会構成員と役割を分担しながら、今後も推進して行く必要があります。

【過去に村内で発生した主な大雪災害】

災害名	災害の概要
平成 26 年 2 月大雪災害 2014 年 2 月 13 ~ 16 日	(概要) 発達した低気圧の影響で、関東甲信から東北地方にかけて記録的な大雪となった。各地で停電、農林産物被害、交通の麻痺等が発生した。 (当村の被害状況) 停電：全戸（復旧まで 2 日間） 孤立世帯：3 世帯 9 名（県防災ヘリコプターで救助） 森林被害：798ha

エ 長野県第3次地震被害想定

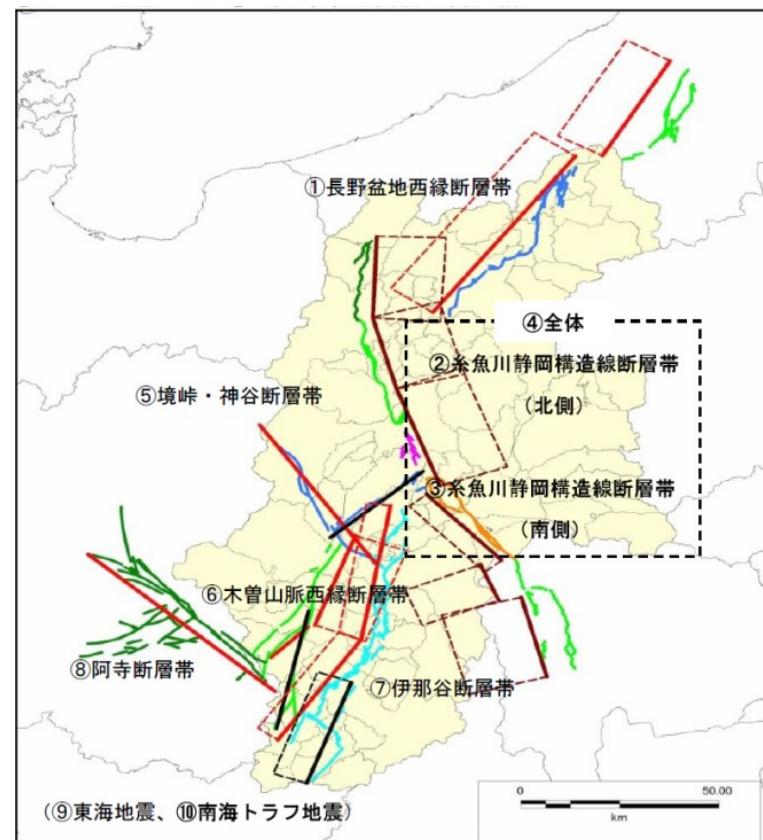
県では、平成26年の長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成23年の東北地方太平洋沖地震といったこれまで想定していなかった場所・規模の地震や、将来起こりうるといわれている南海トラフの巨大地震に備えるため、県、市町村、地震の防災対策の基礎資料となる実践的で新たな被害想定を平成27年3月に策定しました。

想定地震は、複数の活断層から各地域の地震被害の規模や重なりを考慮して選定しました。想定項目及び想定手法は、最新の科学的知見を踏まえて地震防災対策において必要な項目を選定しました。

(1) 地震動の予測結果

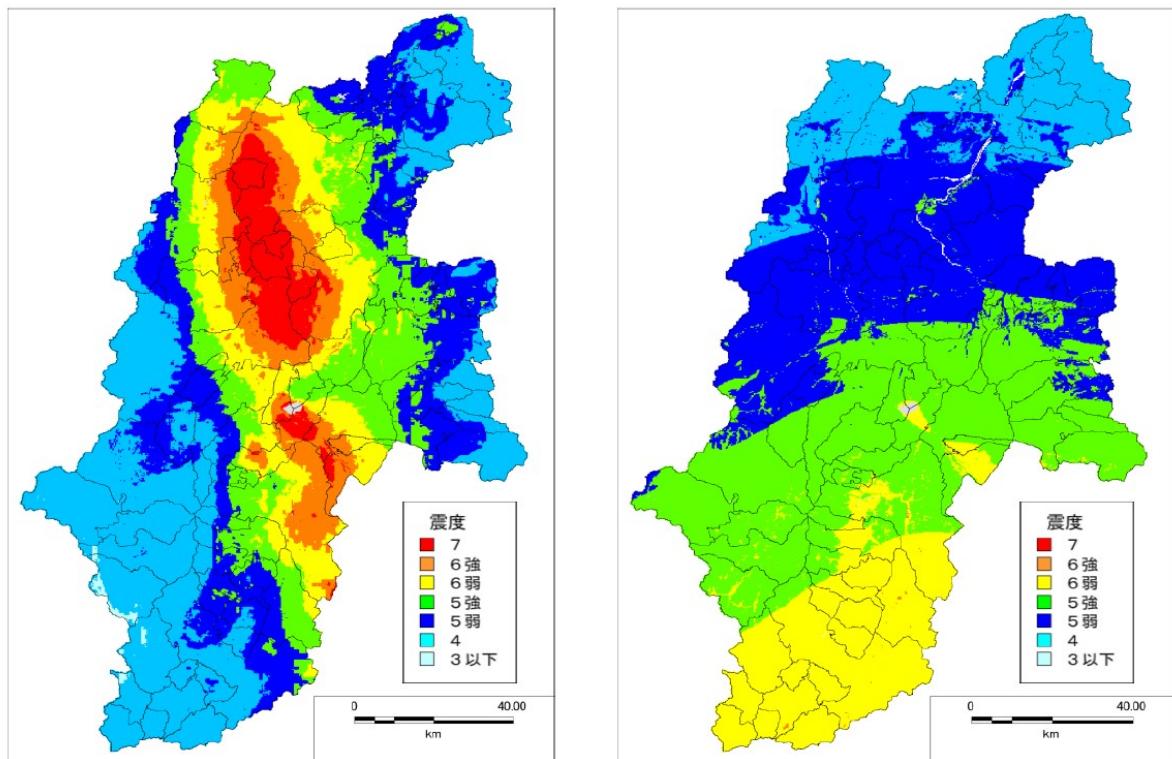
地盤モデルに基づき図1の①～⑩の地震について市町村別の震度予測を行ないました。

【図1 地盤モデル】（長野県危機管理防災課）



④糸魚川静岡構造線断層帯（全体）の地震では、県の北部から中部の広い範囲にわたり震度6弱以上の強い揺れが予測されている。（県内市町村で震度4～7）

⑩南海トラフ地震（陸側ケース）では、県の南部から中部の広い範囲にわたり震度6弱、5強の強い揺れが予測されている。



(例) ④糸魚川静岡構造線断層帯（全体）の地震

⑩南海トラフの地震（陸側ケース）

（2）建物、人的被害などの主な予測結果

		④糸魚川静岡構造線 断層帯（全体）地震	⑩南海トラフ地 震（陸側ケー ス）	備考
建物被害	全壊・焼失 (棟)	82,750～97,940	2,230～2,260	予測結果の幅は、季 節、時間帯、風速の ケース分けによる
	半壊(棟)	103,450～	20,420～	

		109,620	20,450	
人的被害	死者（人）	5,570～7,060	130～180	
	負傷者（人）	31,160～37,760	3,330～4,440	
生活支障	避難者（人）	367,540	59,690	被災2日後（最大）
	孤立集落（箇所）	566	135	
ライフライン	上水道断水（人）	1,453,310	701,780	被災直後
	停電（軒）	700,570	333,620	被災直後

2. 総合目標、基本目標

国土強靭化基本計画と長野県強靭化計画との調和を図りつつ、根羽村の強靭化を推進するため、根羽村強靭化計画においては、起こうとする事態に対して、以下のとおり本計画の「総合目標」と「基本目標」を設定します。

○総合目標

多くの自然災害から学び、いのちと暮らしを守る村づくり

○基本目標

- 1 あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られる
- 2 負傷者に対し、迅速に救助、救急・医療活動が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保する
- 4 ライフラインの被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる
- 5 流通・経済活動を停滞させない
- 6 被災した方々の日常生活が迅速かつより良い状態に戻る

この基本目標と、想定するリスク、根羽村における「起きてはならない最悪の事態」と対応

する施策を設定します。

3. 起きてはならない最悪の事態

総合目標：多くの自然災害から学び、いのちと暮らしを守る村づくり

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態
1 あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による住宅や不特定多数が利用する施設の倒壊、住宅密集地の火災による死傷者の発生
	1-2	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水による死傷者の発生
	1-3	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
	1-4	避難情報発令の判断の遅れや情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 負傷者に対し、迅速に救助、救急・医療活動が行われるとともに、避難者等の健康、避難生活環境を確実に確保する	2-1	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
	2-2	消防団、自主防災組織による救助・救急活動等の不足
	2-3	医療機関、医療従事者の不足やエネルギー供給の長期途絶、医療施設の被災による医療機能の麻痺

	2-4	劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化
	2-5	被災地における疾病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保する	3-1	役場をはじめとする行政関連機関の大幅な機能低下
	3-2	停電、通信施設の被災による情報通信の麻痺・長期停止
	3-3	テレビ・ラジオ放送の中止や、情報インフラ障害によりインターネット・SNS等で災害情報が必要な者に伝達できない事態
4 ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	4-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油、LPガスサプライチェーンの機能の停止
	4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	4-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-4	地域交通ネットワークが分断する事態
5 流通・経済活動を停滞させない	5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の停滞
	5-2	高速道路等の基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞
	5-4	危険物施設の被災による有害物質の大規模拡散・流出
	5-5	農地や森林の荒廃による生産能力、多面的機能の低下
6 被災した方々	6-1	大量発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が遅れる事態
	6-2	倒壊、浸水した住宅の再建が大幅に遅れる事態
	6-3	復旧・復興を支える組織、人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-4	観光や地域農林産物に対する風評被害により復興が大幅に遅れる事態
	6-5	貴重な文化財や環境的資産、地域に伝わる有形、無形の文化的喪失・衰退

4. 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）

第2期根羽村強靭化計画の策定にあたって、国・県の手法を参考に、大規模災害等に対する脆弱性を調査し評価する「脆弱性評価」を行っています。

この評価は、第1期計画期間中に発生した大規模自然災害や計画推進にあたっての課題を整理した上で、25項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、これに対する村施策の現状等を評価した上で、対応する施策を検討しています。

- ① 第1期計画の進捗状況や課題、計画期間中の災害教訓などを整理
- ② ①を踏まえ、「基本目標」「起きてはならない最悪の事態」を設定
- ③ ②に対する村の施策、指標の洗い出し
- ④ ③について現状、問題点を整理（脆弱性評価）
- ⑤ ④に対する施策を検討

この評価結果は、第3章「取り組むべき事項」の「脆弱性評価」にそれぞれ記載しています。本計画は、このフローをもとに強靭化に取り組むため、25の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」ごとに、脆弱性評価、取組方針（施策）、達成目標（指標）を記載しています。

第3章 取り組むべき事項

第3章の構成

- 第3章は、第2章で設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策ごとに、「脆弱性評価」（現状認識・問題点の整理）、「取組方針（施策）」、「達成目標」で構成しています。
- 第2期計画において重点化して進める施策を「重点項目」として、冒頭に記載しています。
- 第1期計画期間内に発生した災害から得た教訓、知見を整理し、計画に組み入れることにより、同様な災害が発生した場合に適切にたいおうすることをめざし、「大規模自然災害からの教訓」として記載しています。

村民の取組

「起きてはならない最悪の事態」を防ぐためには、村民一人一人が主体的に行動し災害に立ち向かう「自助」と、多様な主体が互いに共働する「共助」に基づく「自治の力」が発揮されることが重要です。

自然災害の発生を防ぐことは困難ですが、その特性を学び、事前に備えることは、かけがいのない生命や貴重な財産を守る重要な要素となります。

民間事業者の取組

「起きてはならない最悪の事態」を克服するためには、民間事業者の皆様の取り組みが必要不可欠です。特に、ライフラインを担っている事業者の取り組みは、大規模自然災害が発生した際の最小化や迅速な復旧において特に重要で、災害から村民の暮らしを守る上で最も必要なものです。本計画では、そうした民間事業者の「事前の備え」について、「起きてはならぬ最悪の事態」を克服する観点で記載しています。

大規模自然災害からの教訓

第1期計画期間においても、国内では様々な大規模自然災害が発生し、災害対応や復旧において多くの課題や教訓とするべき状況が生じています。

第2期計画では、これらの教訓とすべき事項について整理を行い、計画に組み入れることにより、同様の事象が発生した場合により適切に対応することを目指します。

1. 令和元年東日本台風災害

県内では、10月12日から13日にかけて非常に激しい雨と強い風により、千曲川の越水や堤防の決壊などにより、多数の人的被害、住家被害や農地等への被害が発生するとともに1,700名を超える逃げ遅れの発生、避難生活の凶器か、浸水した地域の復旧・復興などが課題となりました。

【災害を教訓として取り組む施策】

- ・逃げ遅れゼロの推進（避難訓練、要配慮者利用施設避難確保計画作成等）
- ・避難所の環境改善（T K B向上推進、女性や要配慮者の視点に立った避難所運営等）
- ・防災教育の充実（デジタルアーカイブによる災害伝承、防災アドバイザーの活用等）
- ・流域治水対策推進（雨水貯留施設、水位計、監視カメラ整備等）
- ・浸水対策の推進（下水処理施設、ポンプ施設の耐水化、住宅の浸水対策等）
- ・ボランティアやN P Oとの連携（相互連携協定等）
- ・生活再建の支援

2. 令和3年8月大雨

県内では、13日夕方から15日朝にかけて断続的に激しい雨が降り続き、この大雨により8月15日岡谷市川岸地区で土石流が発生し、3名の命が奪われました。避難情報を発令するタイミングや対象地区の絞り込み、住民の適切な避難行動（特に夜間）が課題となりました。

【災害を教訓として取り組む施策】

- ・避難情報を早期発令
- ・感染症対策に留意した避難所運営（チェックリスト・マニュアル策定等）

3. 北海道胆振東部地震

平成30年9月6日北海道胆振地方中東部においてマグニチュード6.7の地震が発生。苦東厚真火力発電所の停止や送電線事故に伴う水力発電所の停止等により、電力供給を需要が大きく上回り、国内で初となる大規模停電（ブラックアウト）が発生し、道内全域で最大295万戸が停電、復旧までに45時間程度を要しました。

【災害を教訓として取り組む施策】

- ・要配慮者入所施設の停電対策（非常用自家発電施設の整備等）
- ・防災拠点への電力供給対策等

4. 線状降水帯発生による豪雨災害

平成30年7月豪雨（西日本を中心に死者224名、行方不明者8名、住家全壊6,758棟）や、令和2年7月豪雨（球磨川流域の高齢者福祉施設入所者14名が犠牲）では、線状降水帯の発生が報告されています。線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることがあるため、他の大雨に関する情報にも留意しながら対応する必要があります。

【災害を教訓として取り組む施策】

- ・適期の避難情報を発令
- ・要配慮者利用施設避難確保計画作成、避難訓練等
- ・土砂災害警戒情報の発令や河川砂防情報ステーションによる危険度情報の把握等

5. 大雪による大規模な車両対流の発生

令和12年12月には関越自動車道で、令和3年1月には北陸自動車道や国道8号で大雪による大規模な車両対流が発生し、乗員の安全確保や早期の車両対流の解消が課題となりました。

した。

【災害を教訓として取り組む施策】

- ・除排雪体制の強化
- ・適切な道路情報の提供

第1節 あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られる

起きてはならない最悪の事態

- 1－1 地震による住宅や不特定多数が利用する施設の倒壊、住宅密集地の火災による死傷者の発生

① 住宅耐震化の推進

[脆弱性評価]

村内における住宅の耐震化は、県の助成事業等を活用して進めていますが、広い住宅や後

継者がいない住宅が多く、居住者の高齢化などによる経済的理由等から、耐震対策が実施されず、耐震性が低い住宅が多数ある状況です。

人命の保護とともに、災害発生後もできる限り日常生活が維持できることを目指して、住宅の耐震化をより一層進める必要があります。

[取組方針（施策）]

村では、県の助成事業等を活用して耐震診断、耐震改修に対する助成等の支援を行います。また、耐震工法の事例や事業者等の情報提供を行い、住宅所有者に耐震化を促す取り組みを進めます。

② 無電柱化の推進

[脆弱性評価]

電柱は地震の揺れや台風の影響を受けて倒壊することがあります。電柱倒壊による緊急車両の通行障害の発生を防ぐため、緊急輸送路・重要物流道路の無電柱化を推進する必要があります。

また、村中心部は道路沿いに住宅が密集しており、地震時において大規模な火災の可能性、あるいは道路が閉塞し避難路の確保が困難になる可能性があり、生命・財産の安全性の確保が困難になることがあります。地震や火災から人命を保護するため、住宅密集地において延焼防止や避難路の確保などの安全な環境の整備が必要です。

[取組方針（施策）]

無電柱化は緊急輸送路・重要物流道路である国道153号の街中地区を考えて行きます。また、延焼防止や安全を確保するため、耐震性貯水槽の設置や避難路等の整備を進めます。

③ 大規模建築物の耐震化

[脆弱性評価]

多数の者が利用する大規模な建築物は、地震等により倒壊した場合には、多くの被災者や被害が発生します。また、地震等により天井等が落下した場合にも、多くの被災者が発生します。平成25年の耐震改修促進法の改正を受け、これらの建築物の早期の耐震診断や耐震改修が求められています。

多くの方が利用する村有施設についても、地震等によって被害を受けた場合、多くの被災者が発生する恐れがあります。

[取組方針（施策）]

多数の者が利用する大規模な建築物の耐震診断・耐震補強などを計画的に実施して行きます。また、村有施設の耐震改修促進計画の策定を行い、計画的な整備を進めて行きます。

【達成目標】

指標名	第1期目標	現状	第2期目標
住宅の耐震化率	45.0%	41.5%	50%

	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
無電柱化延長	1km (令和6年度)	0km (令和7年度)	1km (令和12年度)
耐震性貯水槽の整備	5基 (令和6年度)	3基 (令和7年度)	5基 (令和12年度)
耐震改修促進計画の策定	100% (令和5年度)	0% (令和7年度)	100% (令和10年度)

起きてはならない最悪の事態

1-2 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水による死傷者の発生

① 流域治水対策の推進

【脆弱性評価】

近年、気候変動による豪雨が増加し、水害が激甚化・頻発化しています。当村は、急峻な地形や脆弱な地質といった自然条件に加え、里山や農地等の荒廃化により流域の保水力が低下していること、局所的な集中豪雨が近年多発していること等から、水害の発生が危惧されています。洪水等による浸水被害の軽減は喫緊の課題であり、流域全体で水害を防止・軽減させる治水対策に取り組む必要があります。

【取組方針（施策）】

水害を防ぐために国、県等と連携を図るとともに、円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動を実現するための「取組方針」を策定します。また、降った雨を直接河川に流すのではなく、森林整備等によって流域で雨水を「留める」取り組みを推進します。

【達成目標】

指標名	第1期目標	現状	第2期目標
想定最大規模降雨での浸水想定区域図の作成	3箇所 (令和4年度)	0箇所 (令和7年度)	3箇所 (令和8年度)

起きてはならない最悪の事態

1－3 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生

① 土砂災害（土石流、地すべり等）対策の推進

[脆弱性評価]

砂防関係施設等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組みあわせた対策を進めています。急峻な地形と脆弱な地質を有する村内では、対策箇所が多数存在するため、ハード対策の着実な推進と、警戒避難体制整備等のソフト対策を組みあわせた対策を進める必要があります。

[取組方針（施策）]

集落、要配慮者利用施設、避難所、重要交通網等の重要施設や農地・農業用施設などを守るために、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等による施設整備を推進するとともに、砂防施設の機能低下を防ぐ修繕等の老朽化対策を実施し、施設の機能・性能を適切に維持・確保します。

避難警戒体制の整備に向け、土砂災害警戒区域等の住民への周知や、土砂災害警戒情報の発表や、地区防災マップの更新等のソフト対策を推進します。

② 災害発生後の機能強化

[脆弱性評価]

豪雨等による土砂災害が発生した場合には、二次災害を防止することが重要となり、国や県等の専門家の協力を頂く中で早急な点検が必要とされています。

[取組方針（施策）]

大規模災害が発生した場合は、国や県、建設関係団体等と連携し、迅速な応急対策工事や土砂災害の発生の恐れのある区域の点検を実施するとともに、避難警戒体制の構築を図ります。また、平時から国や県などの関係機関との連絡体制の構築・確認、訓練を行って行きます。

③ 災害に強い森林づくりの推進

近年、気候変動に伴う短時間豪雨の増加などにより、大規模な山地災害が頻発し、山地災害のおそれのある危険箇所に近い集落の保全が課題になるとともに、過去に整備された治山施設等の老朽化対策が必要になっています。

また、山腹崩壊に伴い流木が発生し、下流に大きな被害を与える事例や、台風災害時の倒木により、ライフラインが被災したり、道路の通行止めが発生する事例が多発しています。

[取組方針（施策）]

森林の持つ水源涵養や土砂災害防止などの公益的機能を發揮させるため、森林整備・施設整備・ソフト対策を一体的に取り組みます。

- ・土砂災害や流木被害を防ぐため、一体的に森林整備や治山施設の整備などを推進
- ・保水機能が低下した森林の保水機能の維持向上を図るとともに、砂防事業と連携した流木対策を実施。

- ・航空レーザ測量成果等を踏まえ、危険性の高い箇所を絞り込んで防災・減災の観点から森林の整備を行うとともに、ライフライン沿いの支障木等を伐採
- ・集落に近接した重要度の高い治山ダム等の更新、補強等の対策を実施

【達成目標】

指標名	第1期目標	現状	第2期目標
砂防事業による施設整備	2箇所 (令和6年度)	1箇所 (令和7年度)	3箇所 (令和12年度)
急傾斜地崩壊対策事業による整備	1箇所 (令和6年度)	1箇所 (令和7年度)	2箇所 (令和12年度)
土砂災害から保全される人家戸数	69戸 (令和6年度)	32戸 (令和7年度)	69戸 (令和12年度)

起きてはならない最悪の事態

1－4 避難情報発令判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う
避難の遅れによる死傷者の発生

① 適切な避難情報の発令、避難行動の支援

[脆弱性評価]

災害から被害を受けないためには、各自が危険性を認識し、迅速な避難行動を起こす必要があります。

[取組方針（施策）]

適切に避難勧告等を発令するとともに、災害が発生するおそれがある場合等に、住民が適時的確な判断ができるよう、一人一人の居住地等にどの災害のリスクがあり、どのような時に、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図るとともに、迅速に住民一人一人は避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供します。

また、それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、外国人を含む観光客等の滞在者を考慮し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備についての取組を推進します。特に、増加する外国人観光客の滞在者に対しては、安全な避難誘導等のため、「音声翻訳アプリ」を活用

するなど、言葉の壁を無くし安心して村内をめぐって頂ける取り組みを実施します。

② 防災教育の充実

[脆弱性評価]

要支援者や避難経路等を示した住民支えあいマップや、根羽村マイ・タイムライン等により住民の防災意識の向上を図っていますが、より一層の意識向上が必要とされています。

[取組方針（施策）]

住民支えあいマップや、マイ・タイムラインの内容見直しを定期的に実施するとともに、消防団、自主防災組織等が参画した実践的訓練を毎年実施します。

③ 要配慮者への支援

[脆弱性評価]

避難行動要支援者（高齢者、障害者等）が、災害時に安全に避難できるよう、要支援者の居所や避難場所等を地域住民などが共有し、支え合いにより避難する地域づくりを支援するため、村内全域で災害時住民支えあいマップを作成してきました。災害時のほか、避難訓練等で活用されています。

[取組方針（施策）]

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、市町村の努力義務とされた個別避難計画（要支援者や避難支援実施者の連絡先、避難経路等）の作成に向け取組を進めて行きます。

④ 要配慮者利用施設の避難体制の強化

[脆弱性評価]

要配慮者利用施設では、管理者を含めた職員が、村から発令される避難情報を的確に理解し迅速な避難行動に移るための取り組みを進める必要があります。避難確保計画に基づく訓練の実施等、避難体制を構築する必要があります。

[取組方針（施策）]

土砂災害警戒区域内の要配慮者使用施設に対し、実効性の高い避難確保計画の作成を促すとともに、避難訓練や訓練に基づく計画の見直しが進むような取り組みを進めます。

⑤ 聴覚障害者の避難・情報伝達

[脆弱性評価]

聴覚障害者は音声情報が伝わらないため、周囲の状況が把握できず、災害時に取り残されたり、避難が遅れたりするおそれがあります。災害時の、聴覚障害者に対する適切な情報提供や、災害時の配慮を周知していく必要があります。

[取組方針（施策）]

災害時の聴覚障害者の安全を確保するため、災害時に役立つ手話講座の開催等を通じて手話で避難誘導のできる住民を増やし、地域の防災力を高めます。

また、音声情報の防災無線のみならず、携帯電話会社による緊急情報メールの活用を推進するとともに、ホイッスルやコミュニケーションボード等聴覚障害者が災害時に必要な持ち物の周知等、聴覚障害者自らが災害に備えるための取組を実施します。

⑥ 外国人観光客への情報提供

【脆弱性評価】

各施設等に外国語による案内標識やパンフレットの整備が遅れており、災害時に外国人観光客が適切な避難行動をとるためには、それぞれの観光客が理解できる言語で正確な災害情報が提供される必要があります。

【取組方針（施策）】

各施設に外国語による案内標識の設置やパンフレットの整備を進め、より正確な情報提供に取り組みます。

【達成目標】

指 標 名	第1期目標	現状	第2期目標
災害時住民支えあいマップ等の作成	23地区 (令和3年度)	23地区 (令和7年度)	23地区 (令和12年度)
マイ・タイムラインの作成・更新	— —	100% (令和7年度)	100% (令和12年度)
要配慮者利用施設における避難確保計画の作成	— —	0箇所 (令和7年度)	1箇所 (令和8年度)

第2節 負傷者に対し、迅速に救助・救急・医療活動が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する

起きてはならない最悪の事態

2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足

① 道路の落石危険箇所対策の推進

【脆弱性評価】

近年の大規模自然災害により新たな法面崩落や土砂流出が発生しており、計画的に対策を進めて行く必要があります。

また、緊急輸送路をはじめとした防災上重要な路線においても、新たに対策が必要な箇所が発生するとともに、落石危険箇所や法面修繕箇所が依然として多数残されており、引き続き対策を進めて行く必要があります。

【取組方針（施策）】

災害時の孤立集落の発生を防ぎ、道路利用者の安全を確保するため、落石や岩盤崩落などの道路防災点検を継続するとともに、落石危険箇所の解消のため、落石防護柵の設置など道路防災対策を実施します。

② 緊急輸送路の強靭化の推進

【脆弱性評価】

災害発生時に、避難・救助、物資供給等の応急活動に重要な役割を果たす緊急輸送道路の機能を確保するため、代替路線がない箇所、交通量が多く通行止めにより重大な支障が生じる箇所などにおいて道路の法面対策、橋梁の耐震補強や道路改築等を重点的に行ってています。

しかし、依然として緊急輸送道路全区間の通行止めリスク解消には至っておらず、継続して整備を推進する必要があります。

【取組方針（施策）】

災害時以外時における緊急輸送道路等の機能を確保するため、道路の維持管理を重点的に進

め、安全で安心できる村民生活を実現します。また、生活圏を結ぶ幹線道路の整備を推進し、大規模災害時にスムーズな応援の受け入れが可能となるように取り組みます。

③ 大雪による孤立防止対策等の推進

[脆弱性評価]

大雪時には、国、県、警察及びその他関係機関と情報共有及び連携を図りながら、集落の孤立や車両の滞留を回避するために、速やかな道路の除排雪対策を整えています。引き続き、集落の孤立や大規模な車両の滞留を防ぐため、道路の除排雪をはじめとした冬季交通の確保対策を推進する必要があります。

[取組方針（施策）]

除雪機械の整備、大雪時の国、県との相互除雪の支援体制の充実を図るとともに、ホームページやあらゆる媒体を活用し、適切な道路情報を提供します。

④ 水、食料等の不足対策の推進

[脆弱性評価]

大規模自然災害が発生した場合は、断水や物流の途絶により水や食料等の物資の不足が懸念されます。村では、災害時の物資不足に備え、食料や飲料水等の備蓄を進めています。また、民間団体が行っている被災後72時間乗り切るための生活物資が1人分づつ箱詰めされた「G72BOX」を人口の1割分を備蓄しており、被災時は他地域との融通を図れる体制が整えられています。また、断水への対応として長野県水道協議会による「水道施設災害等応援要綱」等に基づき、給水車や技術者の派遣により応急復旧活動の支援をお願いしていますが、日頃から密接な連携体制を構築しておく必要があります。

[取組方針（施策）]

村は、水、食料等を必要量確保し、迅速に提供する体制を整えます。

⑤ 要配慮者入所施設の停電、断水対策

[脆弱性評価]

高齢者施設等の入所者は、医療機器等が必要な場合があります。停電により医療機器が作動せず生命を脅かす事態や、断水により施設機能が維持できなくなる事態を防ぐため、非常用発電設備が整備されており、引き続き適切な維持管理が必要です。

[取組方針（施策）]

長時間の停電や断水に対応するための設備の維持を支援します。

⑥ ヘリコプターによる救急救助、救援物資搬送体制の充実

[脆弱性評価]

大規模自然災害時に、道路の寸断などにより孤立集落が発生した場合は、ヘリコプターによる救助活動や物資輸送が有効です。村は、災害対策用ヘリポートとして「山村広場」を指定していますが、今後総合拠点施設となるべき専用ヘリポートの整備が必要とされています。

【取組方針（施策）】

村では、総合拠点施設となるべき専用ヘリポートの整備を進めます。

【達成目標】

指標名	第1期目標	現状	第2期目標
村道橋梁補強の整備率	10% (令和6年度)	24% (令和7年度)	48% (令和12年度)
村道斜面等の要対策箇所の対策率	30% (令和6年度)	25% (令和7年度)	35% (令和12年度)
災害対策用ヘリポートの整備	2箇所 (令和6年度)	1箇所 (令和7年度)	2箇所 (令和12年度)

起きてはならない最悪の事態

2-2 消防団、自主防災組織による救助、救急活動等の不足

① 消防団の充実・強化

【脆弱性評価】

消防団は、地域防災力の中核として火災現場での消火活動や、台風時等の水防・警戒活動、住民の避難誘導や警戒区域の設定など、地域住民の安心と安全を守る重要な役割を担っています。一方で、人口減少や少子化、若者の地元離れなどの社会情勢の変化により、消防団員数は減少しており、女性消防団員についても横ばいの状況です。引き続き、より効果的な方法による団員の確保や災害現場等での対応力の強化、消防団活動への理解促進に取り組んで行く必要があります。

【取組方針（施策）】

村では、消防団員への待遇改善や支援を強化するとともに、企業や地域への消防団活動に対するより一層の応援気運の醸成を図って行きます。また、資器材等の整備を進め、消防団の災害対応力の強化を進めて行きます。

② 自主防災組織の充実・強化

【脆弱性評価】

被害を出さない取り組みである「防災」から、被害を減らす「減災」の取組が、地域の防災力の強化につながります。災害による被害を最小限に抑えるには、自ら身を守る「自助」、行政

機関等の災害支援である「公助」のほか、地域の人の助け合いである「共助」があり、その「共

助」の中心的役割を果たすのが、自主防災組織の活動です。これらの活動活性化への支援を行い、地域防災力の向上を図る必要があります。

[取組方針（施策）]

地域によっては高齢化により、その機能が発揮できない地域も出てきています。今まで以上に「共助」の取り組みを強化するため、それぞれの地域ごとに、より具体的な取り組みを具現化し強化して行きます。

【達成目標】

指標名	第1期目標	現状	第2期目標
消防団員数	50名 (令和6年度)	50名 (令和7年度)	50名 (令和12年度)
自主防災組織の再編と防災力の強化	100% (令和6年度)	100% (令和7年度)	100% (令和12年度)

起きてはならない最悪の事態

2-3 医療機関、医療従事者の不足やエネルギー供給の長期途絶、
医療施設の被災による医療機能の麻痺

① 大規模災害に対応する体制整備の推進

[脆弱性評価]

村内には開業医が1軒ありますが、診療所が被災したり、ライフラインの途絶等により診療が行えない事態が懸念されます。また、大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者に対して、医療体制のあり方について検討する必要があります。

[取組方針（施策）]

県で作成している二次医療圏ごとの地域医療活動マニュアルに沿った対応をするとともに、災害発生当初の初期対応が地元開業医ができるような設備支援を図ります。

② 石油燃料等の供給体制の確保

[脆弱性評価]

災害により長時間の停電が発生した場合、村内の民間給油所での燃料供給ができなくなることが予想され、その対策が必要とされています。

[取組方針（施策）]

停電時にも燃料供給が可能となるよう非常用発電設備の整備を図るための助成を行ないます。

【達成目標】

指標名	第1期目標	現状	第2期目標
医療器具の整備充実	70% (令和6年度)	55% (令和7年度)	80% (令和12年度)
給油施設への非常用発電設備設置への助成	100% (令和6年度)	0% (令和7年度)	100% (令和12年度)

起きてはならない最悪の事態

2-4 劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化

① 避難所の環境改善の推進

【脆弱性評価】

避難所生活が長期化すると、心身のストレス等により被災者の健康状態の悪化が懸念されることから、状態に応じた適切な支援を行うとともに、避難所の環境改善に取り組む必要があります。

【取組方針（施策）】

安心して避難所が利用できるよう、避難所の環境改善を進めます。また、通路やプライバシーの確保など、要配慮者に配慮した避難所運営を行うため、マニュアルの策定を進めます。

② 女性の視点に立った避難所運営の推進

【脆弱性評価】

避難所生活では男女それぞれのニーズに違いがあり、女性の視点に配慮した避難所の運営が

求められています。

[取組方針（施策）]

地域の防災リーダーを対象に、研修等を通じて災害時の男女共同参画の視点の重要性を周知するとともに、女性や性的マイノリティの方への配慮が十分に反映された避難所運営マニュアルを作成します。

③ 外国人村民に配慮した避難所運営の推進

[脆弱性評価]

災害時には、外国人被災者が必要とする情報を把握し、多言語での情報発信が必要となりますが、村内ではその準備がなされておらず、早急な整備が急がれています。

[取組方針（施策）]

関係機関と連携して、多言語による防災情報の提供や相談体制の整備を推進します。

④ 要配慮者に対する支援の強化

[脆弱性評価]

高齢者や障害者等の要配慮者は、一般避難所での生活に困難を伴う場合があるため、福祉避難所など要配慮者の円滑な利用に配慮した避難場所を確保するとともに、要配慮者の状況に応じて、福祉避難所に直接避難できる体制を整備することが重要です。また、手話通訳が必要な場合に備え、災害時にも遠隔手話通訳システムの利用が可能となり、手話による情報伝達ができるようにすることが必要です。

[取組方針（施策）]

国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を踏まえ、要配慮者の利便性に配慮した福祉避難所の整備が進むよう個別避難計画の作成を進めます。村で手話通訳者を確保できない場合は、県へ手話通訳者の派遣を依頼します。

起きてはならない最悪の事態

2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

① 災害時における感染症感染拡大の防止

[脆弱性評価]

新型コロナウイルス感染症の発生を受け「避難所運営マニュアル」や「避難所等での新型コロナウイルス感染症対策事前準備チェックリスト」や「避難所担当職員向け感染予防マニュアル」を作成し、感染拡大防止対策を進めてきました。

今後も新たな感染症の発生・感染拡大のおそれがあり、状況に応じたマニュアル等の修正や、避難所の過密化を避けるため、避難所以外の安全な場所に避難する分散避難などを周知する必要があります。

[取組方針（施策）]

国による避難所運営ガイドライン等の修正も踏まえ、「避難所運営マニュアル策定指針」等を

隨時改定するとともに、状況に応じて常に適切な対策がとれるよう、対応力の強化に努めます。また、民間施設等を避難先としての活用や、車内で安全が確保できる場所の周知などに取り組みます。

② 要配慮者利用施設の換気機能の強化

[脆弱性評価]

高齢者施設等の要配慮者利用施設は、重症化リスクが高い方などが利用しています。風通しの悪い空間は感染症の感染リスクが高くなるため、施設の換気機能を強化する必要があります

[取組方針（施策）]

要配慮者利用施設における換気設備の整備等を進めます。

第3節 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

起きてはならない最悪の事態

3-1 役場をはじめとする行政関連機関の大幅な機能低下

① 事業継続計画の更新・見直しの継続

[脆弱性評価]

大規模災害時においては、役場も被災するため、人員の参集不足などに伴う災害応急対応遅れが発生する可能性があります。そのため、業務継続計画（B C P）の作成・更新をして行くとともに、災害想定、庁舎機能不能時の対応、資源確保等について引き続き検討する必要があります。

[取組方針（施策）]

村は、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、

応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることを目的とした業務継続計画（BCP）を早急に策定します。

また、引き続き災害対策本部や初動対応について確認する非常参集訓練をはじめ、村職員を対象とした災害対応研修を実施していきます。

② 広域応援体制の強化

【脆弱性評価】

県、市長会、町村会の代表による「県と市町村の協議の場」において、東日本大震災や長野県北部地震といった災害を踏まえ、県内市町村間における区域応援体制が検討強化されました。

「長野県市町村災害時応援協定」により、県内 10 広域毎に応援する市町村があらかじめ定められ、物資調達、人的支援等の支援が実施されることとなっています。今後は、有効に機能させるための取り組みが必要となっています。

【取組方針（施策）】

受援計画の策定に向けて準備を進めます。

③ 災害応急対策拠点となる施設の強靭化の推進

【脆弱性評価】

災害応急対策の指揮・情報伝達活動等を行う庁舎等については、災害活動拠点施設としての十分な機能を発揮するため、耐震性の確保や災害活動に対応できる設備の充実を図る必要があります。

【取組方針（施策）】

役場庁舎の耐震化については完了していますが、引き続き非常用電源設備の十分な確保や自然エネルギーの利用についても設備を計画的に進めて行きます。

④ 防災行政無線の適切な維持管理

【脆弱性評価】

昨年、防災業務線のデジタル化が完成しましたが、移動無線についてもデジタル化の対応が必要となっています。非常時に通信手段が途絶えることがないように、引き続き適性な維持管理を進めて行く必要があります。

【取組方針（施策）】

常に安定した通信を確保するために、計画的に設備の保守点検や修繕を進めて行きます。また、移動無線系のデジタル化についても計画的に進めて行きます。

【達成目標】

指標名	第1期目標	現状	第2期目標
-----	-------	----	-------

根羽村役場B C P計画の策定	100% (令和3年度)	0% (令和7年度)	100% (令和8年度)
土砂災害特別警戒区域内の避難所に対する土砂災害対策着手数	3施設 (令和6年度)	1施設 (令和7年度)	3施設 (令和12年度)
役場庁舎の自然エネルギーを利用した非常用電源設備の確保	50% (令和6年度)	20% (令和7年度)	50% (令和12年度)
移動系無線施設のデジタル化	100% (令和6年度)	0% (令和7年度)	100% (令和10年度)

起きてはならない最悪の事態

3－2 停電、通信施設の被災による情報通信の麻痺・長期停止

- ① 災害時に必要な電話機能の維持確保

[脆弱性評価]

安定し、効率的かつ効果的な通信通話サービスの提供によって、災害時の通話不通による社

会不安や生活への支障をできるだけ回避・低減させ、住民のニーズに対応できるよう、電気通信事業者によるそ通確保のための取り組みを継続的に進めることが重要です。

【取組方針（施策）】

（1）東日本電信電話株式会社

予期せぬ大規模な災害に備え、平常時の「通信ネットワークの信頼性向上」、災害時の「重要通信の確保」、「サービスの早期復旧」を災害対策の基本方針として取組みます。

また、24時間365日、全国の通信ネットワークを監視し、故障や災害に即応するとともに、さらにきめ細かな対応ができるようシステムの高度化を図ります。

- ・警察・消防等の重要通信・緊急通信の優先的な確保
- ・災害時に無料で使用できる災害時用公衆電話（特殊公衆電話）の事前配備
- ・非常用エンジン、蓄電池、移動電源車の配備による停電対策の実施
- ・非常用伝言ダイアルサービスの提供
- ・孤立エリアの通信確保訓練の実施

（2）株式会社NTTドコモ

平時の通信品質の維持・向上とともに、非常時における重要通信を確保するための仕組みを多層的に準備しており、通信設備が被害を受けた場合においても迅速な復旧を可能とする体制づくりを進めます。

また、通信設備の二重化や重要施設の分散化を進め、一層の通信確保を図ります。

- ・地震、台風、豪雪などあらゆる災害が発生してもモバイル通信を安心して利用できる様々な対策の提供
- ・避難所への「無料充電サービス」の提供や「d Wi-Fi」の設置等
- ・自治体等からの携帯電話等の貸出要請への対応

（3）KDDI株式会社

いかなる状況にあっても安定した通信サービスが利用できるよう、複数の通信ルートを持つ強靭なネットワークを構築し、高品質な通信サービスを提供します。

また、被災地エリアでの安心・安全な携帯電話の利用のため、車載型や可搬型、あるいは海上船舶に搭載した無線基地局の配備等により通信確保を図ります。

- ・移動電源車、非常用発電機の配備により通信確保を図ります
- ・災害時における自治体へのリエゾン（災害対策現地情報連絡員）の派遣
- ・自治体等からの携帯電話等の貸出要請への対応
- ・避難所へのWi-Fi ポックスや充電ポックスの設置
- ・無料公衆Wi-Fi を利用できる災害用の「00000JAPAN（ファイブゼロジャパン）」の提供

（4）ソフトバンク株式会社

強固なネットワーク構築と災害時の緊急対応に備えた体制を整備し、継続した通信サービスの提供を行います。

- ・ネットワークセンターの停電時48時以上無停電対策の実施
- ・自治体（災害対策本部拠点）をエリアカバーする基地局の停電時長時間継続稼働化

- ・自動型発動発電機、移動基地局車、可搬型移動基地局、可搬型衛星アンテナ、地上系エントラ ns無線、気球無線中継システム等の配備
- ・災害時の情報伝達手段として緊急速報メール、災害用伝言板サービス等を提供
- ・自治体等からの携帯電話等の貸出要請への対応
- ・避難所での充電、Wi-Fi、電話サービスの提供

(5) 楽天モバイル株式会社

災害時の通信増大や機器障害等に対し迅速かつ柔軟に対応できるよう、機能の仮想化を積極的に取り入れています。

また、電気通信設備、建物、付帯設備を防災設計として複数拠点化し、通信網も冗長性を積極的に取り入れています。

- ・緊急事態の発令に備えた対策要員の確保
- ・「緊急地震速報」等、国や自治体の配信する「災害・避難情報」の緊急速報メールによる

配信

- ・災害用伝言板サービスの用意
- ・移動基地局車、可搬型基地局、移動電源車等の配備
- ・重要通信の確保
- ・避難場所や災害復旧関係機関への衛星携帯、スマートフォン、Wi-Fi ルーター、マルチチャージャーなどの貸出

起きてはならない最悪の事態

3-3 テレビ・ラジオ放送の中止や、通信インフラ障害によりインターネット・SNS等で災害情報が必要な者に伝達できない事態

① 放送事業者における災害時の情報発信

(1) 日本放送協会（NHK）長野放送局

【脆弱性評価】

「命と暮らしを守る」報道に全力を挙げ、長野県の「安全・安心の拠点」として災害に強い地域づくりに貢献し、必要としている人たちに災害関連の情報を確実に届けるため、テレビ・

ラジオの放送所・中継局の定期的な保守点検や整備に尽力しています。

また、災害時によりきめの細かい情報発信を行うため、外部機関との連携強化を進めています。令和2年には、一般社団法人長野県ケーブルテレビ協会と「災害時における放送連携に関する協定」を結び、翌年に県内のケーブルテレビ事業者8社と覚書を交わして具体的な取り組みを始めています。このほか、県内の郵便局や防災士会との連携も強化し、広大な県土を持つ長野県の災害情報をきめ細かく迅速に発信する体制の整備を図っています。

【取組方針（施策）】

災害の起きる恐れがある時や災害発生時には、テレビとラジオだけでなく、ホームページやSNSを活用した速報や特設ニュースなどを通じて、最新の気象状況、被害、避難、ライフラインに関する情報をきめ細かく伝えます。また、県内で甚大な被害が発生した令和元年東日本台風災害や、令和3年大雨災害などをふまえて、視聴者に災害の危険を「自分ごと」と受け止めもらえるよう、放送の画面構成や使用する映像、アナウンサーの呼びかけコメントなどの見直しを進め、危機感が共有できる情報発信となるよう取り組みをさらに進めます。

さらに、インターネットやSNSといったデジタル発信にも力を入れるとともに、長野放送局のホームページでは、いわゆる「L字」画面の情報や市町村が発信する「Lアラート」の情報を即座に提供するほか、Twitterも活用して災害時に注意すべきことや、最新の気象情報を適宜発信して行きます。あわせて、県民の生命・財産に直結する災害情報については、多様なメディアを活用した性格・迅速な発信を行います。

(2) 県内民間放送各社

ア テレビ放送各社

【脆弱性評価】

災害が予想される場合や災害発生時には、迅速な取材や各自治体等からのLアラート情報等により情報収集を行い、通常のニュース番組だけでなく、速報スパークやL字画面の外、ホームページ等も活用して、被害状況や避難場所、ライフラインの情報をきめ細かく提供します。また、大規模災害時にも放送が途絶しないよう、放送施設の耐震化や非常用電源の確保等に取組んでいます。

【取組方針（施策）】

大規模停電により地上波テレビの視聴が困難になった災害事例を教訓に、スマートフォンのアプリや動画投稿サイト、ホームページやSNS等インターネット環境を利用した情報発信手段の多様化を図ります。また、非常時対応の訓練や緊急対応マニュアルの見直し等を行い、災

害に強い放送体制づくりを進めるとともに、ミニ番組や啓発スポット等を通じ、事前の備えと日頃の央最・減災意識の向上にも寄与していきます。

イ 一般社団法人長野県ケーブルテレビ協議会

【脆弱性評価】

県内のケーブルテレビ局 30 局で構成し、独自のコミュニティチャンネル（自主制作番組）やインターネット、SNSなどを活用して県内 42 万世帯に地域情報を発信しています。また、ケーブルテレビ局がある地元自治体との連携のほか、長野県やNHK長野放送局、信濃毎日新聞（株）との災害協定、ケーブルテレビ局同士を光ケーブルで繋いで県内ネットワークを構築しており、地元自治体や長野県などからの情報提供、さらに河川情報や道路情報などきめ細かい情報を提供しています。

【取組方針（施策）】

災害発生直後からの独自のコミュニティチャンネル（自主制作番組）などで避難情報やライフラインに関する情報を提供します。災害現場からの中継映像や音声の他、地元市町村発表の災害情報をいち早く文字情報やスタジオからの生中継などで提供し、さらには災害協定を締結している長野県からの情報を織り交ぜて提供します。また、ケーブルテレビ局の社員が地元住民でもあり、被災して映らなくなったテレビやインターネット環境の出張メンテナンスや災害復旧活動への参加なども行います。

ウ ラジオ放送各社

【脆弱性評価】

地域に密着したきめ細かな放送ができるよう、Lアラートの積極的な活用やライフライン事業者との連携により災害時に住民生活に必要な身近な情報を収集し、迅速かつ正確な提供に努めています。また、自治体と連携した情報伝達訓練や試験放送等の実施、バックアップ回線の敷設、サテライトスタジオの設備や無人時の情報発信のためのAIアナウンサーの導入等を進め、災害発生時への備えを強化しています。

【取組方針（施策）】

停電によりテレビ放送を視聴できない時でも情報を入手しやすいラジオの特性を生かし、最新の情報を随時提供するとともに、ホームページやSNS等のインターネット環境による配信も併用し、情報提供体制の拡充を図ります。また、過去の災害経験を教訓に、災害協定による自治体との連携強化を進め、市町村が臨時放送局を開設した際には運営協力をを行うなど、地元住民に役立つ情報提供をさらに進めます。

② 災害時の情報提供手段の充実

【脆弱性評価】

令和 4 年 11 月に県が実施した県政モニターアンケート調査の結果では、災害情報の入手先（複数回答あり）として「テレビ」が 90.5% で前回調査（平成 26 年 12 月）と同様に最も多く、次いで「ホームページ（SNS 戸を含む）」が 81.3% で前回調査（20.3%）から大幅に

増加しました。また、インターネット環境の普及に伴い、「電子メール」や「防災情報アプリ」の利用も増加している一方で、「ラジオ」（52.4%）や「防災情報アプリ」の利用も増加している一方で、「ラジオ」（52.4%）や「防災行政無線」（34.4%）といった音声情報の利用も引き続き多く、情報入手ツールの多様化が更に顕著となっています。

【取組方針（施策）】

県、国、等は、災害情報や避難情報を長野県防災情報システムで共有するとともに、村は長野県防災情報システムからＬアラート（災害情報共有システム）へ情報を発信し、多様なメディアを通じて村民へ情報提供します。また、「長野県防災情報ポータル」や防災情報Twitter、信州防災アプリなどにより、避難指示等の発令や避難所の開設などの情報を適時適切に提供します。また、村内では、県内ラジオ放送が受信できないため、その対応を関係機関へ要望して行きます。

③ 防災情報伝達手段の多重化、多様化の推進

【脆弱性評価】

災害時に住民等に確実に情報を伝えるためには、情報伝達手段の多重化、多様化が求められています。また、屋外スピーカーを使用した防災行政無線等の音声情報は、気象条件により聞き取りづらいなどの課題があることから、個別受信機の整備や登録者向けメール配信など複数の伝達手段を確保する必要があります。

【取組方針（施策）】

個別受信機の整備は完了していますが、複数伝達手段を確保するため登録者向けメール配信を整備します。

【数値目標】

指標名	第1期目標	現状	第2期目標
登録者向けメール配信	— —	0% (令和7年度)	100% (令和8年度)
村内での県内ラジオ放送の受信	100% (令和6年度)	0% (令和7年度)	100% (令和12年度)

第4節 ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態

4-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送電線設備）や石油、
L Pガスサプライチェーンの機能の停止

① 中部電力株式会社・中部電力パワーグリット株式会社

【脆弱性評価】

県内全域への電力供給を担う電気事業者の企業グループとして、大規模自然災害による被災後の早期の供給力確保や公衆保安確保の観点から設備対策などを進めています。災害発生時や発生が予想される場合には、直ちに非常態勢を発令して事業場ごとに非常災害対策本部を設置することとしており、電力の長期供給停止を発生させないため、今後も自然災害に対する電気設備の耐性評価結果に基づいて発変電所・送電線網や電力システムの災害対応力の強化を図る必要があります。

【取組方針（施策）】

訓練の実施や輸送・情報連絡手段の確保、必要機材の配備等により防災体制の整備を推進するとともに、過去の台風災害を踏まえ、各自治体と共に支障木の事前伐採をするほか、停電情報ホームページによるきめ細かい情報発信を行います。また、国・県・自治体による南海トラフ地震や防災対策の見直しなどを踏まえて各対策の検証を行うとともに、引き続き発電・送電・変電・配電の各設備の点検と運用系統の常時監視・コントロール等を行い、必要な対策・対応を進めます。

- ・日頃の防災・復旧作業訓練の実施や国・県・自治体・警察・消防などが実施する連絡会議や連携訓練への参加
- ・災害発生時におけるヘリコプターでの人員・資器材の輸送
- ・衛星通信ネットワークによる情報連絡手段の確保
- ・発電機車や移動変圧器などの特殊車両の主要な事業場への配備
- ・高経年送電設備の更新

② 石油・L Pガス等サプライチェーンの維持

（1）長野県石油商業組合

【脆弱性評価】

平成25年1月に県と「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」を締結し、この協定に基づく要請があった場合、県が指定する緊急車両等や災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設へ石油類を優先提供するとともに、組合員が取り扱い物資の供給及び要因の動員などを行います。また、平成27年1月に協定を改正し、緊急車両等への優先提

供をより確実なものとするため、県と協力して災害時に必要な石油類燃料の備蓄を進めることとしています。

[取組方針（施策）]

県内で消費される石油製品は、京浜地区の製油所からおよそ 60%、中京地区の製油所から 20%を貨物輸送で、残り 20%は県外から大型タンクローリーにより 2 次基地に搬入されており、東日本大震災等の教訓を踏まえ、大規模自然災害時においては県内重要施設や緊急車両への供給、人命救助や災害復旧等を速やかに実行する体制を整備しています。

また、一定の在庫を備蓄するための維持管理費については県の支援を受けた上で、国の施策である自家発電設備等を備えた中核給油所・小口燃料配送拠点や、県の施策である住民拠点給油所・配送拠点等を県内で約 120箇所整備し、引き続き備蓄及び供給についての耐性を確保します。

（2）一般社団法人長野県 L P ガス協会

[脆弱性評価]

平成 25 年 1 月に県と「災害時における L P ガスに係る協力に関する協定」を締結したほか、平成 26 年 6 月までに県内 77 市町村とも締結を完了しました。これらの協定に基づく要請があった場合、①被災地域における一般消費者等に対して販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給、②供給設備設置場所以外で発見された L P ガスボンベについて容器所有者が行うべき改修及び保管、③被害状況及び復旧状況の調査、④新たに L P ガスの供給が必要となった場合の設備工事及び供給、⑤その他 L P ガスの保安確保及び供給のために特に必要な業務を実施します。

また、公共施設や公的避難所、学校、医療施設等に「災害にも強い L P ガス」設備の導入が進むよう、L P ガス災害バルクシステムや自立型 G H P（ガスエンジンヒートポンプ）等の導入について積極的な働きかけを行っています。

[取組方針（施策）]

L P ガス販売事業者に対し、経済産業省補助事業の指定による L P ガス充填所としての出荷・配達体制の強化を進めます。中核充填所に位置付けた L P ガス販売事業者等は、自家発電装置、L P ガス自動車、L P ガス自動車への充填設備、衛星通信設備等を導入するとともに、被災時の中核充填所の共同利用、地位内充填所からの依頼に基づく充填受入、代替配達や保安点検調査の支援の実施、流出容器回収時の保管場所の提供等の役割を担い、今後も災害に強い安定した L P ガスの供給を目指します。また、協会内には長野県中核充填所委員会を設置し、中核充填所による防災訓練等を引き続き実施します。

③ 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用

[脆弱性評価]

エネルギー自給率の向上に加え、近年の災害の激甚化・頻発化の要因ともいわれる地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減のためにも、さらなる省エネルギーの推進や地域主導型の再生可能エネルギーの普及が必要です。

【取組方針（施策）】

省エネルギーと自然エネルギーを推進することで、温室効果ガスの排出量を削減し地球温暖化の影響による災害を防止します。また、エネルギー自給率を高めることで化石燃料に頼らないエネルギー自立地域を確立するなど、災害に強い村づくりを進めます。

【数値目標】

指標名	第1期目標	現状	第2期目標
エネルギー消費量でみるエネルギー自給率	15% (令和6年度)	5% (令和7年度)	20% (令和12年度)

起きてはならない最悪の事態

4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

【脆弱性評価】

村内には浄水場6箇所、配水池8箇所、管路50kmが整備されていますが、管路については昭和53年度から59年度に集中的に整備されたため、令和6年度時点で約8割(41km)が一斉に法定耐用年数の40年を迎えるため、管路の老朽化が課題であり、優先度、重要度を勘案した更新が必要となっています。

【取組方針（施策）】

地震等の災害時は、重要給水施設（避難所等）への給水が必要となります。重要給水施設への管路の耐震化を計画的に進めて行きます。

【重要給水施設（避難所等）】

根羽村役場・トレーニングセンター・研修センター・GH森沢・根羽学園

【達成目標】

指標名	第1期目標	現状	第2期目標
上水道施設のBCP策定	100% (令和4年度)	0% (令和7年度)	100% (令和9年度)
重要給水施設への管路の耐震化	10% (令和6年度)	5% (令和7年度)	30% (令和12年度)
配水池等の耐震化と整備	10% (令和6年)	0% (令和7年度)	10% (令和12年)

	度)		度)
--	----	--	----

起きてはならない最悪の事態

4－3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

① 災害に強い汚水処理施設の整備

【脆弱性評価】

村内は、農業集落排水施設、小規模集合排水施設、合併浄化槽の区域設定で汚水処理を行っています。農業集落排水施設については管路延長が長く、ポンプアップで圧送している箇所もあり、停電時や大規模災害発生時の管路の破断などが懸念されています。

【取組方針（施策）】

村は、農業集落排水施設、小規模集合排水施設の耐震化やBCP策定を進めます。

【達成目標】

指標名	第1期目標	現状	第2期目標
汚水処理施設等のBCP策定	100% (令和4年度)	0% (令和7年度)	100% (令和9年度)
重要な下水管渠の地震対策実施率	10% (令和6年度)	0% (令和7年度)	10% (令和12年度)

起きてはならない最悪の事態

4－4 地域交通ネットワークが分断する事態

① 道路ネットワークの整備推進

【脆弱性評価】

村内は、重要物流道路であり緊急輸送路である国道153号が縦貫し、主要地方道と村道によって地域内が結ばれています。急峻な地形を有し脆弱な地質が分布する当村では、大雨や地震による土砂崩落等で道路が寸断される事象が度々発生しており、より安全な生活路の確保を図る必要があります。

【取組方針（施策）】

村では、地域の暮らしを支えるための災害に強い道路網の整備を進めます。

- ・国道153号の愛知県境へのバイパス化によりスムーズな通行ができるよう要望します
- ・主要地方道阿南根羽線、主要地方道設楽根羽線、一般県道月瀬上矢作線の改良、法面対

策などを要望します。

- ・村道の維持管理や法面対策など、災害に強い道路整備を進めます。

② 農道、林道の適切な維持管理

【脆弱性評価】

国道、県道を結ぶ林道穴田線、岩名沢線、井沢線、大洞線等の維持管理を行っていますが、国道、県道が分断された際の緊急輸送路の確保、迂回機能が見込まれる林道の整備を進める必要があります。

【取組方針（施策）】

林道の維持管理や法面対策など災害に強い道路整備を進めます。

【達成目標】

指標名	第1期目標	現状	第2期目標
橋梁の耐震補強の整備率	10% (令和6年度)	24% (令和7年度)	48% (令和12年度)
道路斜面等の要対策箇所の対策率	30% (令和6年度)	25% (令和7年度)	35% (令和12年度)
緊急輸送路を補完する林道の開設	期間内目標 1km	現状 1.4km	期間内目標 2.4km
緊急輸送路を補完する林道の改良等	期間内目標 1km	現状 3.9km	期間内目標 4.9km

第5節 流通・経済活動を停滞させない

起きてはならない最悪の事態

5－1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の停滞

① 企業・事業者の持続可能な経済活動の支援

【脆弱性評価】

災害等の発生に起因する不測の事態が発生しても、事業活動をできる限り継続し、仮に中断したとしても短期間で復旧を可能とするための手段等を定めた事業継続計画（B C P）を策定することにより、企業活動への影響を最小限に抑えるとともに早期の復旧が可能となります。

現在、国は中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を「事業継続力強化計画」として認定し、認定を受けた企業には金融支援や補助金の加点措置などを行っています。当該計画の策定支援と併せて、B C P策定に対する事業者の意識向上や、策定の支援に取り組んで行く必要があります。

【取組方針（施策）】

村では、県と連携する中で個別企業のB C P策定の支援を実施します。

【達成目標】

指 標 名	第1期目標	現状	第2期目標
個別企業へのB C P策定支援	2 事業所 (令和6年)	0 事業所 (令和7年)	2 事業所 (令和9年)

	度)		度)
--	----	--	----

起きてはならない最悪の事態

5-2 高速道路等の基幹的交通ネットワークの機能停止

① 高速道路ネットワークの維持と保全の推進

【脆弱性評価】

東日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）及び中日本高速道路株式会社（NEXCO中日本）のそれぞれの管理する高速道路のうち、開通後30年以上経過した延長はNEXCO東日本では約1,200kmで総延長の約3割、NEXCO中日本では約1,200kmで総延長の約6割となっており、それぞれが県内で管理する高速道路でも老朽化の進行が見られます。

大型車の交通量の増加、降雪期の凍結防止剤の散布、積雪寒冷地等の厳しい使用条件や近年の異常降雨の増加など環境の変化によって構造物の経年劣化が顕在化してきていることから、構造物の安全性を確保し、将来にわたって高速道路ネットワーク機能を維持するため、的確な維持修繕や更新等を実施する必要があります。

また、近年激甚化する自然災害への対応として、人命を最優先としつつ高速道路の機能を最大限確保するため、大雨や大雪の際の通行止めを含めたオペレーションの強化や、大規模地震

発生時の速やかな機能復旧のための橋梁の耐震強化等を進めています。

【取組方針（施策）】

（1）東日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）

広域災害が発生した際に自衛隊等の進出拠点となる休憩施設の防災機能の強化、被害状況の早期把握等情報収集と伝達の強化、図上訓練の実施等災害対策の強化に取り組みます。また、大雪時の通行止めによる影響を最小化するために、除雪車両の増強や事前配置、除雪作業の支障となる滞留車両の早期排除、利用者への情報提供の拡充、関係機関との連携強化などに取り組みます。

永続的な健全性の確保のために、大規模更新・大規模修繕を着実に実施するとともに、長期的な道路インフラの安全・安心の確保に向け、ICT（情報通信技術）や機械化等を行って技術者と融合した総合的なメンテナンス体制を構築するSMH（スマートメンテナンスハイウェイ）プロジェクト（第1期運用：令和元年6月～）の実施を促進します。

（2）中日本高速道路株式会社（NEXCO中日本）

道路整備特別措置法に基づく事業許可を受けた高速道路リニューアルプロジェクトにおいて、劣化が著しい橋梁の床板取替や桁の補強等の工事を引き続き行います。床板の取替においては休日を含めた長期間の規制が必要となるため、利用者に対する規制の影響を最小限とするため、工場で予め製作したプレキャスト製品の活用や最新技術を駆使した工事を推進します。

また、降雨時の通行止めの開始と解除の時期の適正化を図って影響を最小限とするため、

令和6年度までに大雨通行止めの基準を、土壤中の水分量に着目した土壤雨量指数等に基づく基準へ移行するとともに、降雨時の対策として除雪車両の事前配置の強化、ロータリー除雪車の増強、位置情報システム導入による効率的な運用等により体制強化を図るほか、令和3年1月北陸道での事案を受けて導入した予防的通行止めの適切な実施により、大規模な車両対流の抑制と集中除雪、早期解放を図ります。

② 道路の代替性の確保

[脆弱性評価]

緊急輸送道路等の信頼性の向上など、防災・減災の観点から重点的・効率的に道路整備を推進するため、災害に強い道路ネットワークの整備に取組んでいます。

しかし、災害発生時の基幹的交通の分断の態様によっては、広域的な避難や物流、支援の受け入れなどに大きな影響が生じる可能性があり、復旧・復興の遅れにもつながるため、緊急輸送道路等の信頼性の向上とあわせ、地域の暮らしを支えるための代替機能の確保や災害時における関係機関相互の連携を図る必要があります。

[取組方針（施策）]

地域の暮らしを支えるための災害に強い道路網の整備を進めます。また、高速交通網や生活圏を結ぶ幹線道路の整備を推進します。

③ 道路の維持管理対策の推進

[脆弱性評価]

平成25年度の道路法改正により法定化された橋梁等の近接目視による定期点検を5年に一度実施しています。点検開始後、2巡目となる定期点検は令和2年度から実施しており、点検の結果、緊急又は早期に対策が必要な施設は、長寿命化修繕計画に基づき修繕等の措置を行っています。

また、法定化されていない舗装等の施設についても点検を行い、計画的に修繕しています。引き続き、道路の維持管理を計画的に行い、安全安心な道路環境を確保する必要があります。

[取組方針（施策）]

点検で緊急又は早期に対策が必要と判定された施設等について、計画的に修繕等を行います。

④ 道路の防雪・消雪対策の推進と道路除排雪体制の強化

[脆弱性評価]

山間地や急坂、急カーブ、狭隘な箇所が多く、積雪や凍結により交通障害が発生しやすい状況にあります。地域住民が安全に道路を利用するため、良好な道路づくりが必要です。

また、効率的・効果的な除排雪に取り組むとともに、道路・交通管理者間の連携を強化し、大雪災害時にも適切な対応ができる体制を整備する必要があります。

[取組方針（施策）]

村では、国、県、警察及びその他関係機関と情報共有及び連携を図りながら、除雪期において村管理道路の除雪等を効率的に実施し、冬期間の道路交通の確保を実施します。

【達成目標】

指標名	第1期目標	現状	第2期目標
5年に一度の橋梁点検の実施	100% (令和6年度)	二順目実施中 (令和7年度)	三順目実施 (令和12年度)
除雪車の整備	3台 (令和4年度)	3台 (令和7年度)	4台 (令和12年度)
融雪剤散布車の整備	1台 (令和6年度)	0台 (令和7年度)	1台 (令和9年度)

起きてはならない最悪の事態

5－3 食料・飲料水等の安定供給の停滞

① 備蓄及び物資供給体制の強化

[脆弱性評価]

多数の避難者が発生し、被災市町村の備蓄だけでは食料供給が困難な場合に備え、広域単位の備蓄と流通備蓄の確保や、避難所等に食料等を供給する体制を整える必要があります。

また、物資調達先の事業者や輸送業者との情報を共有する仕組みや、連携の強化が必要です。併せて、災害時の物資調達協定が機能するよう、食料や米穀等を供給する団体、事業者との情報交換や、日頃から連絡体制を双方で確認・共有する等連携を強化する必要があります。

[取組方針（施策）]

協定締結団体・事業者との情報交換や緊急連絡先の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定を見直すなど、連携体制の強化を図ります。

② 農作物の安定生産に向けた農業生産基盤の強化

[脆弱性評価]

地震等の発生に伴い、農地や農業用施設、農業用水路等が被災し、農産物の生産能力が低下する恐れがあります。農産物の安定生産に支障が生じないよう農業用施設や農業用水路等の長寿命化・耐震対策により、農業用水を安定確保するとともに、農地の条件整備を計画的に進め必要があります。

[取組方針（施策）]

村では、農業生産基盤の整備と生産流通の確保を計画的に進めます。また、農業用水路について緊急性の高いものから順次対策工事を進めていきます。

【達成目標】

指標名	第1期目標	現状	第2期目標
農業用水路の整備箇所	2箇所 (令和6年度)	1箇所 (令和7年度)	3箇所 (令和12年度)

起きてはならない最悪の事態

5－4 危険物施設の被災による有害物質の大規模拡散・流出

① 有害物質の大規模拡散・排出防止対策の推進

【脆弱性評価】

村内の危険物施設においては、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び拡大を防止するための資器材の備蓄や保安体制の強化を図る必要があります。

また、一般家庭においても家庭用の屋外貯蔵タンクの転倒等による危険物の流出等も懸念されるため、転倒防止対策の徹底を図る必要があります。

【取組方針（施策）】

日頃の安全点検や管理に努めるとともに、流出事故等に対応するための訓練や、連絡体制の徹底と確認を徹底します。

起きてはならない最悪の事態

5－5 農地や森林の荒廃による生産能力、多面的機能の低下

① 農山村の多面的機能の維持と環境保全

【脆弱性評価】

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しています。

しかし、過疎化や高齢化が進み、農地や農業用水路の管理などの共同活動が十分に行えなくなり、荒廃地の増加等によって多面的機能の発揮に支障が招じつつあります。このため、農業者のみならず地域住民や都市住民も含めた多様な主体が参加する共同活動により、多面的機能を維持・発揮する取り組みが必要です。

【取組方針（施策）】

今後も、多面的機能支払事業や中山間地域農業直接支払事業等を活用し、農村地域の資源や環境を次世代へと引き継ぐため、農村を支える多様な担い手を確保するとともに、地域ぐるみで行う共同活動の取り組みを支援します。

② 災害に強い森林づくり（森林整備の推進）

【脆弱性評価】

気候変動の影響で局地的な豪雨等が頻発する中、土砂災害や流木被害等を防ぐ森林の整備は喫緊の課題であり、間伐や危険木の伐採による森林の整備を進めていますが、引き続き、防災・減災を図るために必要な里山の間伐などに取り組む必要があります。

また、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるため、計画的に間伐等を行うとともに、主伐・再造林についても計画的に進め、森林の若返りを図る必要があります。

【取組方針（施策）】

間伐を中心とした森林整備から、計画的な主伐・再造林へのシフトにより森林の若返りを図り、二酸化炭素吸収量の確保や森林の多面的機能の維持・増進を図ります。

また、生産される根羽スギ、根羽ヒノキの利用を促進するとともに、未利用材のチップ化や木の糸事業等の新たな取り組みも推進します。また、森林の持つ公益的機能を発揮させるために、森林を「里山林」、「生産林」、「環境林」としてゾーニング管理を進めて行きます。

③ 野生鳥獣による農林業被害の防止

【脆弱性評価】

野生鳥獣による農林業被害が多く発生しています。遊休農地の拡大や森林の荒廃、農林業生産量の減少、ひいては農村地域の衰退につながる重要な課題となっており、野生鳥獣に負けない集落づくりを進める必要があります。

【取組方針（施策）】

鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、捕獲、防除及び生息環境に関する対策を進め、地域の実情にあわせた集落ぐるみによる総合的な被害対策を推進します。県の野生鳥獣被害対策チーム等と連携し、侵入防止策の設置や追い払い、緩衝帯整備、捕獲活動支援など総合的な取り組みを進めて行きます。

【達成目標】

指標名	第1期目標	現状	第2期目標
民有林の主伐再造林（年間）	— —	76ha (令和6年度)	10ha (令和12年度)
民有林の間伐面積（年間）	130ha (令和6年度)	40.5ha (令和6年度)	40ha (令和12年度)

民有林の間伐搬出量（年間）	5,000m ³ （令和6年度）	5,085m ³ （令和7年度）	6,000m ³ （令和12年度）
森林空間利用森林の整備	3箇所 （令和6年度）	0箇所 （令和7年度）	3箇所 （令和12年度）

第6節 被災した方々の日常生活が迅速かつより良い状態に戻る

起きてはならない最悪の事態

6-1 大量発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 迅速な災害廃棄物の処理

【脆弱性評価】

大規模災害から早期に復旧・復興するためには、大量に発生する災害廃棄物の適正かつ迅速な処理が求められます。令和元年東日本台風災害では、県内で膨大な災害廃棄物が発生し、被災地の衛生環境の回復はもとより、早期の復旧・復興を図る観点からも、その処理が最重要課題となりました。地域防災計画とは別に災害廃棄物処理計画（単独計画）を策定する必要があります。

【取組方針（施策）】

災害廃棄物処理計画を策定し大規模災害に備えます。

【達成目標】

指標名	第1期目標	現状	第2期目標
災害廃棄物処理計画の策定率	100% (令和3年度)	0% (令和7年度)	100% (令和7年度)

起きてはならない最悪の事態

6-2 倒壊、浸水した住宅の再建が大幅に遅れる事態

① 火災・地震保険等への加入促進

【脆弱性評価】

自然災害により住家に甚大な被害が発生した場合には、一日も早い生活再建が必要です。また、住宅をはじめとする生活基盤を確保できることは、住民が被災から前に進むためのきっかけとなり、地域が復旧・復興に進むための基盤となります。火災保険は火災の外、メニューによって落雷や水害、風雪害なども対象とされ、災害による損害を補てんし、生活再建につなげるための効果の高い保険です。また、地震保険は地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償する保険で、「地震保険に関する法律」に基づき、被災者の生活の安定に資することを目的としており、その保険金の支払い責任の一部を再保険として政府が引き受ける非常に公共性の強い保険です。

地震に対する備えとしての地震保険の加入は増加しているものの低い状況が続いており、一層の加入促進をする必要があります。

【取組方針（施策）】

県で行っている啓発活動を活用して、多くの方が保険や共済に加入するよう啓発活動を進めます。

② 住宅再建への支援

[脆弱性評価]

住宅を失った被災者の生活の再建を支援するため、被災者生活支援金を支給することにより、生活の安定と被災地の速やかな復興を支援する必要があります。

[取組方針（施策）]

令和元年から運用が開始された「信州被災者生活再建支援制度」をはじめとした、災害時に受けられる支援を日頃から周知するとともに、住家の被害認定等の円滑な取り組みを進めます。

③ 住宅再建用木材の安定供給

[脆弱性評価]

地震等の災害に伴い、多数の住宅が倒壊した場合、住宅再建に使用する木材が不足する可能性があります。迅速な住宅再建を支援するため、地域材の安定供給を実施する必要があります。

[取組方針（施策）]

村では、森林組合を中心に地域材の調達を積極的に実施します。

④ 災害時の住まいの提供

[脆弱性評価]

近年は自然災害が激甚化・頻発化しており、被災により住居を失うリスクが高まっているため、今後も被災者の住まいの確保を支援する必要があります。

[取組方針（施策）]

村営住宅の一時提供により、住宅の再建等を支援するとともに、被災者の住宅再建に向けた支援を進めます。

起きてはならない最悪の事態

6-3 復旧・復興を支える組織、人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 地域で活動する防災人材の育成

[脆弱性評価]

気候変動により気象災害が激甚化、頻発化する中で、災害に強い地域をつくる必要がありますが、少子高齢化や過疎化など社会情勢の変化に伴い、地域の防災を担う人材が不足し、防災体制が脆弱になっています。様々な自然災害に備えるため、防災人材の育成による体制の強化が必要です。

[取組方針（施策）]

県内大学や自主防災組織、防災士会等と連携して、防災計画の策定や避難所運営などをリードする人材の育成に取り組むとともに、育成した人材が地域防災力の向上に持続的に携わる仕組みをつくります。

② NPO、ボランティア団体等との連携・協働の推進

[脆弱性評価]

令和元年東日本台風災害では、県内被災地でボランティア延べ約73,000人が復旧を支援するとともに、様々な支援者の活動を、中間支援組織である長野県災害時支援ネットワークや全国災害ボランティア支援団体ネットワークが調整し、円滑な被災者支援につながりました。引き続き、大規模自然災害発生に迅速かつ適切に被災者支援ができるよう、関係団体との連携強化を図る必要があります。

[取組方針（施策）]

平時からNPO等との意見交換や研修、訓練への参加を通じて顔の見える関係を構築するとともに、ボランティアの受け入れに対応するための研修会などを開催します。

(③) 復旧・復興を担う技術者の確保・育成

[脆弱性評価]

災害時の緊急的な対応や道路除雪、インフラの老朽化対策など、暮らしの基盤を支える建設産業は、人口減少や少子高齢化の進行により、担い手不足が懸念されています。そのため、建設産業に携わる人材の確保・育成を進める必要があります。

[取組方針（施策）]

新規就業補助金等により人材確保の支援を進めます。

起きてはならない最悪の事態

6－4 観光や地域農林産物に対する風評被害により復興が大幅に遅れる事態

[脆弱性評価]

大規模自然災害が発生した場合、メディア等に繰り返し取り上げられることにより、被災地ではない地域まで被災しているとの風評被害が発生し、インターネット等により拡散する場合があります。そのため、国内外に正しい情報を発信するとともに、プロモーション支援等の適切な対応を実施する必要があります。

また、農林産物の風評被害を防止するには、平時から農林業者と消費者の顔の見える関係を構築しておくことも有効です。

[取組方針（施策）]

国、県、各種団体等と連携し、ホームページ等を通じて災害に関する状況を正確に発信することにより、風評被害の防止に努めます。また、実際に風評被害が発生している場合は、地域が被害を軽減するために行うプロモーション支援等の適切な対応を実施します。報道機関には、風評被害を防ぐ観点から被害の有無や程度などを適切に発信するよう協力を依頼します。

起きてはならない最悪の事態

6－5 貴重な文化財や環境的資産、地域に伝わる有形・無形の文化の喪失・衰退

① 文化財の防災対策

【脆弱性評価】

文化財の所有者は、日常的な維持管理の他、防災対策等を行なう責務がありますが、過疎化や少子高齢化に伴う担い手不足が課題となっています。文化財の被災に備え、村による文化財リストの整備や一時保管場所の確保等を進めていく必要があります。

【取組方針（施策）】

日頃の文化財パトロールを強化するとともに、災害発生時には関係機関と連携して被災した文化財の保護や応急処置を実施します。